

ソーシャルファームの推進

～障害者の労働権を満たす社会の構築を目指して～



○吉崎未希子(有限会社人財教育社 代表取締役)
堀井はな(就労移行支援事業所ベルーフ)

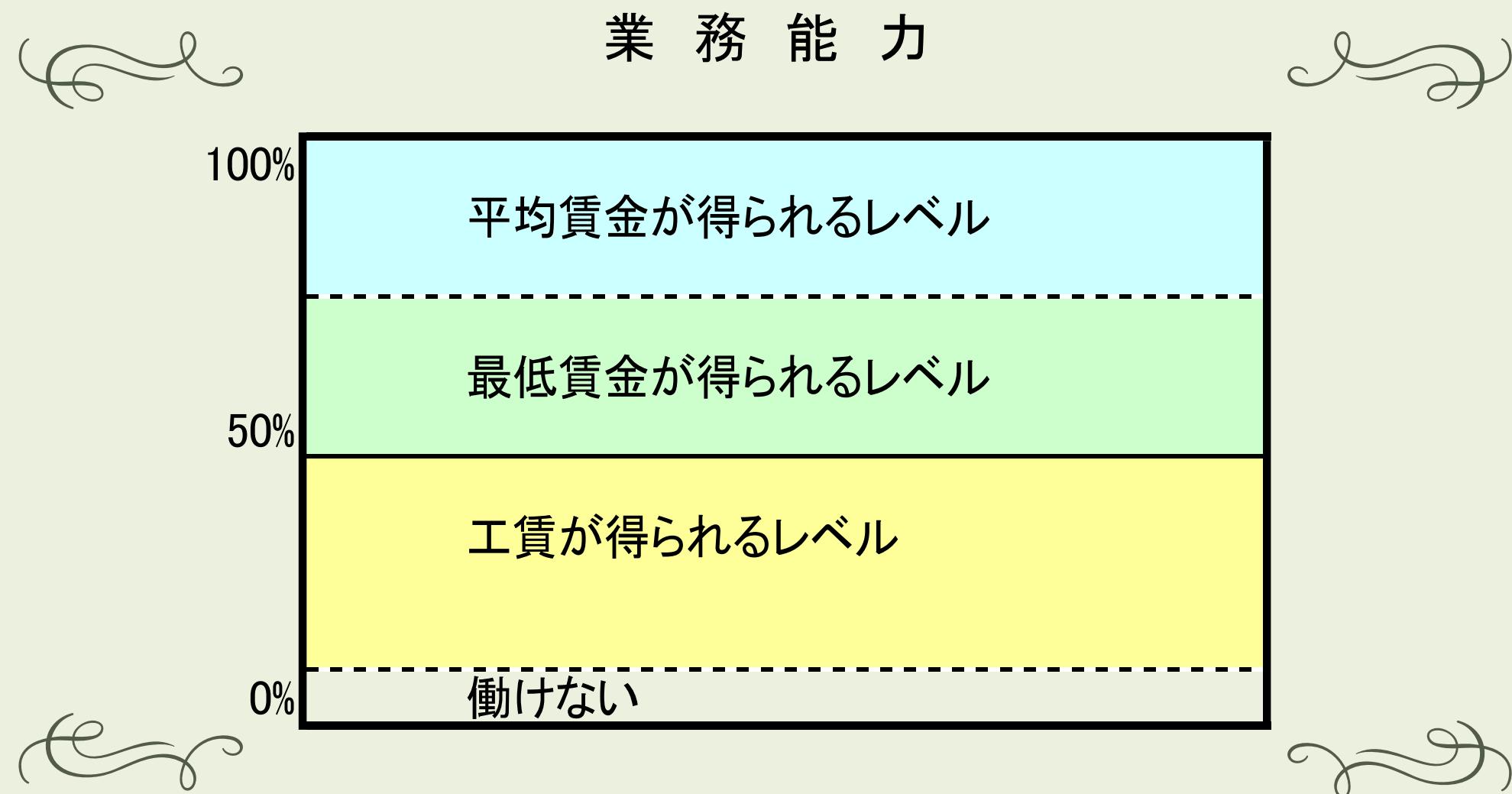


ソーシャルファームとは (CEFEC定義／EU基準)

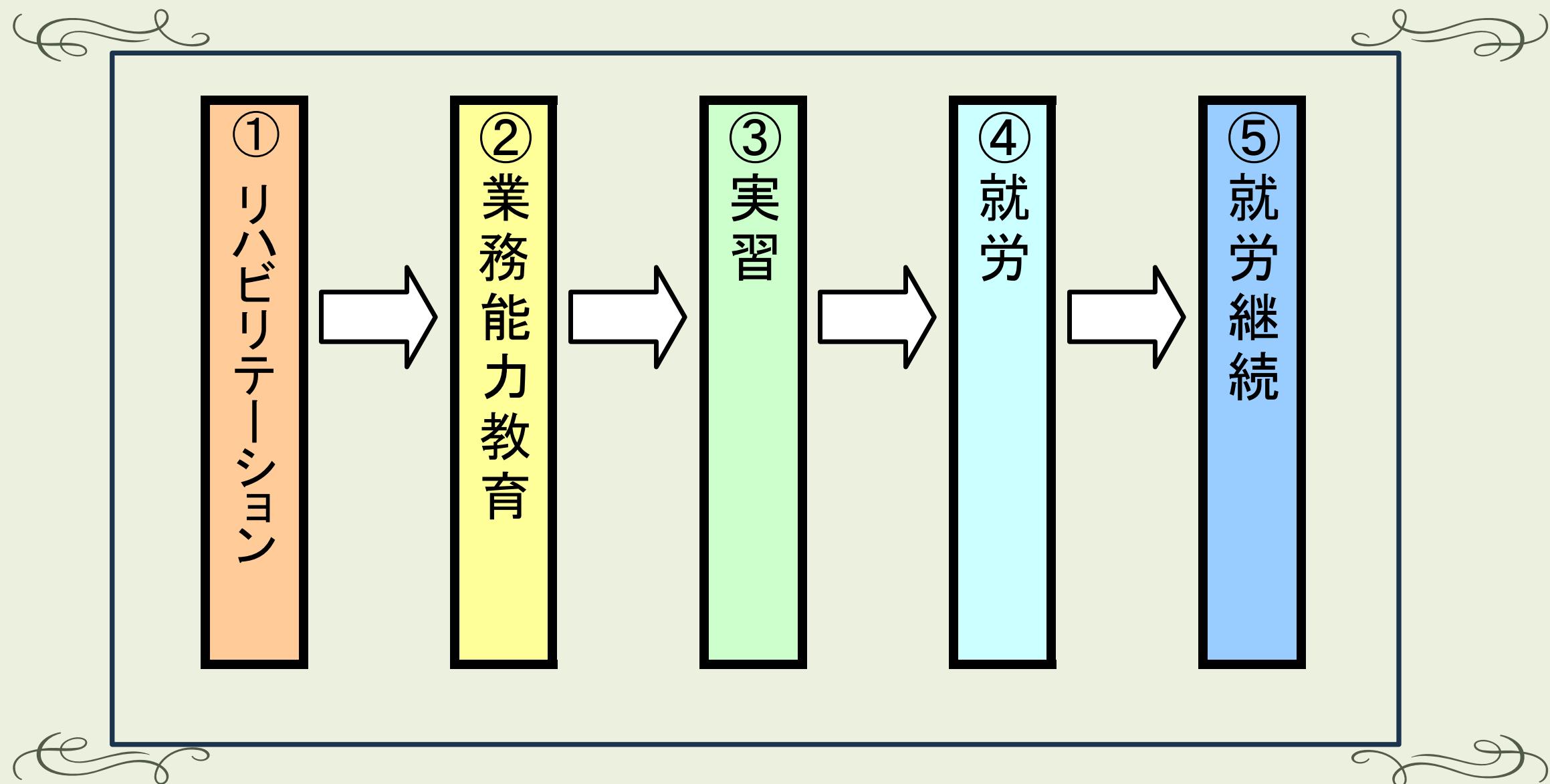
- 25%から50%の従業員が障害者であること
- 通常業務の契約がされること
- 標準的賃金であること
- ソーシャルファームの売り上げの65%～90%が市場からであること



実現のために(1) 業務能力をベースに



実現のために(2) 就労を支えるシステムづくり



実現のために(3) 3つの戦略

- ◆ インフォメーション戦略
- ◆ 法制度戦略
- ◆ Social Firmの創立

◆ Social Firmの創立コンセプト

私達は障害者が働く意思を持ち、分け隔てなく社会で働く機会をつくるのを目的としている。分け隔てなくとは、能力に応じて働く機会を得、成果に応じて正當な賃金が支払われる事である。その為の機会としてソーシャルファームを設立する。

市場競争に伍して存続するのはソーシャルファームの重要な要件であるが、存続の為に勝つ事が目的ではない。一般市場での障害者の働く機会を、現在と将来に亘って広げていくのが目的である。

働く機会を広げるためには、職業における専門性が不可欠である。その為にソーシャルファームでは専門性の練磨が継続的に求められ、全ての共に働く人々は日進月歩の向上を義務とする。その為に、どんな分野の仕事にもソーシャルファームはチャレンジし、可能性を広げてい事を使命とする。